令和８年度 第２回 豊田市社会福祉審議会 障がい者専門分科会 議事録

日時　令和８年１０月７日（水）　午後２時から午後３時５５分まで

場所　豊田市役所南庁舎　南５１会議室

出席者（委員）※敬称略

・会場出席

田中 和彦、後藤 哲也、浦野 みち子、若子 理恵、足立　勝彦、山田 浩、山崎 真哉、柴田 真克、梅村 且典、松本　清彦、竹原 いずみ、藤井 薫、中野 まこ、森 優子　１４名

・WEB 出席

伊藤 順子、田代 和久、山田 雄三　３名

１　開　会

２　福祉部長あいさつ

３　専門分科会長のあいさつ

４　議題

議題１　第６次豊田市障がい者ライフサポートプランについて

事務局　（資料１に基づき説明）

委員

・【施策分野１　まちと心のバリアフリー】

推進施策として「障がい者への差別の解消と合理的配慮の促進」が掲げられており、重要な取組であると考えている。一方で、「啓発活動を推進します」とあるが、掲載内容を見ると、障がいに関わる人が研修等を通じて障がい理解や合理的配慮について学ぶ取組が中心となっているように感じる。

本来は、障がいのある人が身近にいるかどうかにかかわらず、社会全体として心のバリアフリーを進めていくことが重要ではないかと考えている。そのため、現段階では障がいに関わる人への研修等の充実を重視しているのか、それとも将来的には社会全体の意識変革を目指しているのか、その考え方を伺いたい。

・【施策分野２　意思疎通支援・情報保障】

情報保障は、聴覚障がいや視覚障がいのある人にとって重要な取組であると考える。一方で、意思疎通支援という観点では、知的障が

いや自閉スペクトラム症のある人に対するコミュニケーションカード等の活用も必要ではないか。推進施策の内容を見ると、聴覚障がい及び視覚障がいのある人への支援に重点が置かれているように感じた。そのため、知的障がいのある人や発達障がいのある人への意思疎通支援についても盛り込まれるとよいのではないかと考える。

・【施策分野６　教育・保育・子育て】
推進施策の「インクルーシブ教育システムの構築の推進」において、「通常の学級、特別支援学級、特別支援学校など多様な学びの場における一人一人に合った教育を推進します」と記載されている。
特別支援学校では従前から一人一人に応じた教育を実践していることから、通常の学級、特別支援学級、特別支援学校を並列に記載した上で、「一人一人に合った教育を推進します」と表現されていることに違和感を覚えた。
また、主な事業として「交流及び共同学習」が掲載されているが、現状では特別支援学校の全ての児童生徒が実施しているわけではない。保護者にとっては、居住地校での交流を希望していても、送迎等の負担により実施が難しい場合もある。
今後この取組を推進していくのであれば、市として何らかの支援やバックアップが必要ではないかと考える。
交流及び共同学習は学習指導要領にも位置付けられている重要な取組であると認識しているが、施策分野６の主な事業として位置付けることが適切であるかについては、検討の余地があるのではないかと考える。

事務局　・【施策分野１　まちと心のバリアフリー】
御指摘の内容は、障がいのある方と関わる人への理解促進にとどまらず、より幅広い市民層への啓発が必要であるという趣旨であると受け止めている。
今回の計画では、これまで十分にアプローチできていなかった層への働きかけを重視しており、新たな対象層への働きかけや新たな手法による取組を掲載している。

・【施策分野２　意思疎通支援・情報保障】
知的障がいや発達障がいのある方に対するコミュニケーション支援についても検討すべきであるとの御意見として受け止めている。
資料３に掲載している事業について、不足している取組がないか、また、新たに実施可能な取組がないかについて、関係部署とともに

検討していく。

・【施策分野６　教育・保育・子育て】
特別支援学校において既に一人一人に応じた教育が行われていることを踏まえ、「インクルーシブ教育システムの構築の推進」に関する記載については、より適切な表現となるよう検討していく。
また、「交流及び共同学習」についても、いただいた御意見を踏まえ、主な事業としての位置付けや表現の在り方について改めて検討していく。

委員　・【施策分野１　まちと心のバリアフリー】
施策分野１については、無関心層への働きかけが最も重要であると考える。無関心層にどのように関心を持ってもらうかは難しい課題であるが、社会全体がインクルーシブな考え方や障がいへの理解を深めていかなければ、取組を進めていくことは難しいのではないかと感じている。

会長　・無関心層への働きかけは非常に重要である一方で、難しさもあると考える。様々な自治体において実施されている取組事例も参考にしながら、施策を進めていくことが望ましいと考える。

委員　・【分野横断的視点】
「当事者本位の支援」や「権利擁護」を全ての分野に共通する考え方として位置付けたことは評価している。一方で、「当事者本位」という言葉についてはあまり聞き慣れておらず、「当事者主体」という表現の方が適切ではないかと感じている。
また、社会モデルの考え方も分野横断的視点として位置付けることができるのではないかと考える。社会モデルは全ての施策の土台となる考え方であり、福祉サービスの提供や環境整備についても、この考え方に基づいて必要な取組を検討していくものと考えている。
そのため、分野横断的視点の中に社会モデルの考え方も盛り込むことを検討してはどうかと思う。

・【施策分野１　まちと心のバリアフリー】、【施策分野６　教育・保育・子育て】
障がい福祉に関心のない方々に対し、どのように障がいのある人への理解を広げていくかについては、教育が重要であると考える。また、インクルーシブ教育が進むことで、共生社会の実現につながるものと考えている。

現在、市では社会福祉協議会による福祉実践教室や心のバリアフリー推進講座が実施されており、私も協力している。しかし、その内容は車いす体験など、機能障がいの疑似体験が中心となっているように感じている。例えば、「車いす利用者にはどのような困りごとがあるのか」「どのような手助けができるのか」を考える内容である。

こうした取組は大切である一方、「車いすの人は大変である」という理解だけで終わってしまう場合がある。その結果、障がいのある人との違いばかりが強調され、「自分たちとは違う存在」と捉えられたり、「自分は健康でよかった」といった感想につながったりすることもある。

疑似体験そのものを否定するものではないが、その伝え方によっては、結果として障がいのある人との違いを強調し、差別を助長してしまう可能性もあるのではないかと感じている。

そのため、障がいの有無にかかわらず、様々な人が地域で共に暮らしていることや、多様な人々が共生する社会について学ぶ機会を、学校教育の中でより充実させていくことが必要ではないかと考える。

・ 先日、中学校において全校生徒約 500 人を対象に、「多様な人がともに生きるとはどういうことか」をテーマに講話を行った際には、「自分にも同じような困りごとがある」「人はみんな違う」といった気付きに関する感想が多く見られた。

障がいを切り口とした話ではあったが、そのような気付きこそが共生社会の出発点になると感じている。車いすの介助方法を学ぶことも大切であるが、それ以上に、そのような学びがインクルーシブな社会につながるのではないかと考える。

そのため、このような視点を施策分野 1 や教育分野の中に盛り込むことを検討してはどうかと思う。

・ また、交流及び共同学習について、当事者の立場からすると「つらい」と感じるという声がある。全国的な調査でも、「年に数回の交流ではお客様扱いになってしまう」といった意見や、参加を望まないという意見が見られる。

学習指導要領に位置付けられた取組であることは理解しているが、当事者の視点から見ると課題もあり、本当にインクルーシブ教育につながっているのか疑問を感じている。

そのため、交流及び共同学習を主な事業として掲載することについては慎重に検討する必要があると考える。

・さらに、成果指標については、実態調査によって意見を収集するとされているが、意思決定支援が必要な子どもたちの意見をどのように把握しているのか気になっている。
また、教職員が本人の悩みや意向を十分に把握できているのかについては、この指標からは読み取れないように感じる。
現行の成果指標が適切であるかについては判断が難しいが、保護者による代弁だけでなく、本人自身がどのように感じているのかを把握する視点が重要であると考える。

・【施設入所者の地域生活への移行】
国の基本指針があることは理解しているが、豊田市では施設入所の継続を希望する方が一定数いることを理由に、施設入所者数の削減目標を 0 人としているとの説明であった。
この点については以前から疑問を感じている。施設入所者に対して十分な情報提供が行われているのか、また、どのような実態調査を実施しているのかについて、詳しく確認したい。
また、参考欄に記載されている地域生活への移行者数について、令和 7 年度実績が 1 人であるのに対し、目標値は 15 人となっている。実績と目標値には大きな差があるように感じるため、この差について市としてどのように分析しているのか教えていただきたい。

事務局

・【分野横断的視点】
御意見は、当事者主体の考え方や社会モデルの考え方を計画の中に位置付けるべきではないかという趣旨であると受け止めている。
その点については、計画への反映も含めて検討していく。

・【施策分野 1　まちと心のバリアフリー】、【施策分野 6　教育・保育・子育て】
福祉教育や教育や心のバリアフリー推進講座については、現在も関係者の協力を得ながら実施している。今後、どのような内容がより効果的で望ましいのかについては、事業運営の中で引き続き検討していく。
また、交流及び共同学習についていただいた御意見についても、計画期間における位置付けや整理の在り方を含めて検討していく。

・【施設入所者の地域生活への移行】
施設入所継続希望者数については、各障がい者支援施設に対して現在の状況を確認し、その結果を基に設定している。
また、地域生活移行者数の実績と目標値との乖離については、現時点では要因を分析するための材料が十分ではなく、詳細な分析には

至っていない状況である。

委員　　・【施設入所者の地域生活への移行】
施設入所は、一度入所したらそのまま生活を継続するものではなく、本人がどのような生活を希望しているのかを表明できるよう支援していくことが重要であると考える。また、その前段階として、自らの思いを形成していくための意思形成支援も必要である。
地域の環境や支援体制が整う中で、「地域で暮らしたい」という希望が生まれた場合には、その実現に向けて支援者がチームとして関わっていくことが重要であると考える。
そのため、単に施設入所者数を減らすことを目的とするのではなく、意思決定支援や意思形成支援を含めて取組を進めていく必要があると思う。
これまでの分科会においても、意思決定支援について学ぶ機会や研修の必要性に関する意見があった。そのような機会を十分に設けながら取組を進めていくことが、目標値である 15 人の達成にもつながるのではないかと考える。

事務局　　・【施策分野６　教育・保育・子育て】
先ほど御質問のあった施策 6 の成果指標に関する具体的な調査方法に関して、現在の実態調査では、障がい当事者に対して回答を依頼する内容になっているが、意思決定支援が必要な方については、主に保護者が回答しているものと認識している。
現在、本人調査と保護者調査を分けて整理した方がよいのではないか、また、より適切な意見把握の方法がないかといった点について、内部で検討を進めているところである。
成果指標は担当部署で設定しているが、データの収集方法も含め、今後も検討していく。

委員　　・「当事者本位」という言葉については、専門分野においては「当事者主体」や「本人主体性の尊重」といった表現が用いられることが多いと認識している。
そのため、「当事者本位」よりも、そのような表現の方が適切ではないかと考える。

事務局　　・「当事者本位」という表現については、国の障がい者計画等で用いられている表現を引用している。

一方で、「当事者主体」の方が適切ではないかとの御意見もいただいたため、その趣旨を踏まえ、関係部署とともに検討していく。

会長　・「当事者本位」という言葉については、専門分野によって様々な表現が用いられていると認識している。
また、これまで委員から意見のあったインクルーシブ教育については、文言や表現の検討だけでなく、具体的にどのような取組を推進していくのかという視点も重要であると考える。
そのため、表現面に加え、実際の取組内容についても含めて検討していく必要があると思う。

委員　・【施策分野４　保健・医療】
措置入院者退院後支援事業について伺いたい。
現在、措置入院となっている方がどの程度おり、そのうちどの程度の方が本事業の対象となっているのか教えていただきたい。
精神障がいのある方については、可能な限り措置入院によらず、地域で必要な支援を受けながら生活を継続できることが重要であると考えている。そのため、この事業は措置入院となった方への退院後支援を目的とするものなのか、あるいは措置入院を減らすための取組とは別に位置付けられているものなのかについて伺いたい。

事務局　・【施策分野４　保健・医療】
措置入院者退院後支援事業は、措置入院となった方が退院後も必要な医療や支援を継続して受けながら地域で生活できるよう支援する事業である。措置入院そのものを減らすことを目的とした事業ではなく、退院後の生活を支えることを目的としている。
なお、本事業は障がい福祉課の所管ではないため、現在の措置入院者数や事業の実施状況については担当課に確認の上、後日回答する。

委員　・【施策分野６　教育・保育・子育て】
保育所等訪問支援事業について伺いたい。
主な事業として掲載されているが、実際には訪問支援員が保育所等を訪問し、支援を行う事業であると認識している。この事業を主な事業として位置付けている意図について教えていただきたい。
また、成果指標に「障がい児のうち相談支援を受けている割合」とあるが、この「相談支援を受けている」が本人を指しているのか、保護者を指しているのか分かりにくい印象を受けた。

市民が見た際にも分かりやすい表現とした方がよいのではないかと思う。

・児童発達支援センターの整備状況について伺いたい。
成果指標では「１か所」となっているが、現在は複数の児童発達支援センターが整備されていると認識している。この指標が新たな整備目標を示しているのか、それとも既に整備されている状況を示しているのかが分かりにくく、誤解を招く可能性があると感じた。

事務局　・【施策分野６　教育・保育・子育て】
保育所等訪問支援事業については、主な事業として位置付けることの適否も含め、計画策定の過程で改めて検討していく。
また、成果指標については、「障がい児のうち」という表現だけでは分かりにくい部分があるとの御指摘を受けた。市民にとってより分かりやすい表現となるよう、見直しを含めて検討していく。

・児童発達支援センターについては、新たな設置数を示しているものではない。本指標は、国が求める児童発達支援センターの整備状況を示すものであり、既に整備済みであるという考え方に基づいて設定している。そのため、「１か所」という記載は新たに１か所整備することを意味するものではない。

委員　・現在、児童発達支援センターは複数整備されていると認識しているが、成果指標では「1 か所」となっている。そのため、既存の児童発達支援センターを含めた状況を示しているのか、確認したい。

事務局　・現在、児童発達支援センターは 3 か所設置されている。
ただし、本成果指標は事業所数そのものを示すものではなく、児童発達支援センターとして求められる機能が整備されているかどうかを示す指標である。そのため、「1 か所」と表記している。
国が求める児童発達支援センターの整備要件については、既に達成しているとの考え方である。

委員　・こども発達センターひまわりをはじめ、児童発達支援センターは複数整備されていると認識している。そのため、市民が見たときにも分かりやすい表現となるよう工夫した方がよいと思う。
児童発達支援センターとして位置付けられている施設が複数ある中で、成果指標が「1 か所」となっていると、実態と異なる印象を受けたり、誤解を招いたりする可能性があると感じた。

事務局　・事務局としても、児童発達支援センターとして位置付けられている施設が複数あることは認識している。一方で、計画上の指標の考え方や記載ルールとの関係もあるため、表現方法について改めて確認する。
また、「3 か所」という表記が難しい場合であっても、注釈を付すなど、市民に実態が分かりやすく伝わる記載方法について検討していく。

会長　・資料 2　21 ページの保育所等訪問支援事業の実績の記載方法についても意見があった。その点も含め、市民にとって分かりやすい表現となるよう検討していただきたい。

委員　・「児童発達支援センター」という言葉は、一般市民にとっても目にする機会のある用語である。また、障がい児支援に関わる人にとっては特別な意味を持つ用語でもあるため、実態に即した分かりやすい表現とすることが望ましいと考える。

委員　・【障がい福祉サービス等の見込み量】
障がい福祉サービス等の見込み量について伺いたい。
サービスによって、この 3 年間で増加しているものもあれば、横ばいで推移しているものもある。障がいのある方への支援に関わる中で、ここ数年で状況は大きく変化していると感じている。
特に、短期入所について確認したい。3 年ほど前から短期入所に対するニーズは高く、実際に利用を希望する声も多く聞いている。
今回の計画では見込み量が横ばいとなっているが、これはニーズが落ち着いてきたことによるものなのか、それとも別の要因によるものなのか伺いたい。
従来は、利用希望者が多い一方で受入枠が不足している状況であったと認識している。一方で、近年はグループホームの整備が進み、在宅生活を支える仕組みも充実してきていると思われる。
こうした状況を踏まえて利用見込みを横ばいとしているのか、その考え方について伺いたい。
・【施設入所者の地域生活への移行】
地域生活への移行については、実績 1 人に対して目標 15 人という差が大きいと感じている。所属法人においてもグループホームを運営しているが、現在利用している方は全員が在宅生活から移行した方であり、施設入所者の地域移行については十分に関わることがで

きていない状況である。
一方で、施設での生活を希望する人、グループホームでの生活を希望する人、一人暮らしを希望する人など、希望する生活の形は様々である。多様な暮らし方の選択肢を用意することが事業所の役割であると考えている。現在はグループホームも増加しており、社会資源としては以前より整備が進んでいると感じている。
その中で、地域移行が進まない理由が、本人が施設入所の継続を希望しているためなのか、それとも支援体制や情報提供の不足によるものなのかを知りたい。
前者であれば本人の選択を反映した結果として捉えることができるが、後者であれば今後解決に向けて取り組むべき課題であると考える。

・【施策分野３　自立した生活の支援】
強度行動障害者受入環境整備補助の試行実施についてである。
所属事業所でも本補助制度を活用している。
強度行動障害のある方を支援するためには、人員配置や専門的な支援、事故防止、安全確保など、様々な配慮が必要である。また、利用者本人だけでなく、周囲の利用者や職員の安全についても考慮する必要がある。
そのため、受入環境の整備は極めて重要であると考えている。
今回、このような補助制度が創設されたことは、事業者として大変ありがたく感じている。また、利用者や家族にとっても、行政がこうした分野の支援に力を入れていることが伝わる取組であると思う。今後も本補助制度を活用しながら支援体制の充実に取り組むとともに、他の事業所にも活用が広がるよう情報発信していきたいと考えている。

事務局　・短期入所の見込み量については、これまでの実績値を基に算出している。そのため、統計上の利用実績の推移を踏まえて、今後の利用量を見込んでいるものである。一方で、ニーズそのものが減少しているのか、あるいは利用希望があっても利用できていない状況にあるのかについては、この数値のみでは把握できない。
実態調査では、不足しているサービスとして短期入所が上位に挙げられている状況もあることから、ニーズが解消されたと判断しているわけではない。利用状況やサービス不足感については、今後さらに分析していく必要があると考えている。

・【施設入所者の地域生活への移行】

施設入所者のニーズをどのように把握しているのかという御意見であった。現時点では、地域生活移行者数の実績と目標値との乖離について、十分な分析には至っていない。
今後の計画期間において、施設入所者の地域移行に関する希望をどのように把握しているのかについて、施設とも連携しながら確認していく必要があると考えている。また、地域移行に関するニーズや希望の把握方法についても、今後検討していく。

・ 強度行動障害者受入環境整備補助については、評価いただいたことに感謝する。今後も、強度行動障害のある方の受入体制や支援体制の充実に向けて取り組んでいく。

委員

・ 短期入所に対するニーズは依然として高い状態にあると考えている。見込み量が横ばいとなっている背景には、利用枠が既に上限に達しており、利用希望があっても利用量が伸びていない状況があるのではないかと感じている。今後は、事業所整備の推進や利用定員の拡充など、受入体制の充実につながる取組を進めていくことが重要であると考える。
・ 地域生活への移行については、様々なサービスを組み合わせながら、一人一人の希望や状況に応じた生活を支えていくことが必要であると考える。そのため、地域生活への移行は引き続き重要な課題として取り組んでいく必要があると感じている。

会長

・ 短期入所のニーズについては非常に難しい課題であると考える。
実際のニーズ、事業所の受入状況、地域の実情、データ上の数値などを総合的に捉えながら検討していく必要があると思う。
地域生活への移行については、今回のライフサポートプランにおいても、実態把握や本人の意向確認の在り方について、さらに検討していく必要があると考える。
施設での生活を希望する人と地域生活への移行を希望する人では、状況や支援の方向性が異なるため、それぞれの意向を丁寧に把握し、整理していくことが重要であると思う。

委員

・ 資料２　20 ページの短期入所について。
見込み量については、平均増加率を基に算出しているとの説明であったが、「横ばい」という表現そのものが、利用ニーズも落ち着いているかのような印象を与える可能性があると感じている。
・ 資料２　21 ページの見込み量確保策には、「必要量は確保できる見

込みです」と記載されている。しかし、この表現は、「今後は利用者数が増えない」「必要なサービス量は既に十分確保されている」といった印象を与える可能性があると感じる。実際には、利用を希望していても利用できない方が一定数いるのではないかと思う。
事業所が増えることは大変ありがたいことであるが、実際にどの程度のニーズがあり、どの程度不足しているのかが分かるような記載になるとよいと考える。

・【施策分野６　教育・保育・子育て】
成果指標として、強度行動障害のある方又は医療的ケアが必要な方の受入を行う事業所数が設定されている。生活介護や共同生活援助の事業所数が示されているが、事業所数だけでなく、実際に受入可能な定員数がどの程度増えるのかについても分かるとよいと思う。
特に、卒業を控えた子どもの保護者にとっては、将来的にどれだけ受入先が増えるのかが分かることで、将来への見通しや安心感につながるのではないかと考える。

・【施策分野３　自立した生活の支援】
主な事業として「生活介護事業所受入拡大支援」が掲載されていることについて、18 歳以降の受入先不足という課題を踏まえた取組であることが伝わり、評価している。一方で、方向性には賛同するものの、事業所においては職員確保が非常に難しい状況にある。
今後は、担い手不足が進む中で、どのように支援体制を維持・確保していくかについても重要な課題であると考える。
その点についても、今後の施策検討の中で考慮していただきたい。

事務局　・短期入所の見込み量については、利用実績が近年ほぼ横ばいで推移していることから、同様の傾向を見込んで設定している。
一方で、実態調査の事業者調査では、短期入所に対する不足感を抱いているとの回答も一定数見られた。そのため、利用実績のみでは把握できない課題やニーズが存在すると認識している。
今後は、実態調査の結果を踏まえながら、短期入所のニーズや供給状況についてさらに分析していく必要があると考えている。

・強度行動障害のある方や医療的ケアが必要な方の受入に関する成果指標については、御指摘のとおり、事業所数だけでなく、定員数など別の示し方も考えられると認識している。市民や利用者にとって分かりやすい指標の在り方について、今後検討していく。

・18 歳以降の受入先不足への対応については、事業者における人材不足が大きな課題であると認識している。

補助制度のみで解決できる課題ではないが、受入体制の強化につながるよう、様々な観点から必要な施策を検討していく。

委員　・【施策分野３　自立した生活の支援】
医療的ケア児支援法の施行以降、医療的ケア児への支援は進んでいると感じている。一方で、重症心身障がい児・者については、制度の狭間に置かれてしまう場合がある。生活介護事業所での受入れが難しく、利用先が見つからないケースもある。
そのため、「医療的ケアが必要な方」という表現だけではなく、重症心身障がいのある方も含めた表現となることが望ましいと考える。

事務局　・御指摘のあった方々も含めて適切に伝わる表現となるよう、計画の中で検討していく。

委員　・【障害福祉サービス等の見込み量（短期入所）】
短期入所について、現場の状況を共有したい。所属施設では、短期入所の定員 10 名で運営しており、男性 5 名、女性 5 名を受け入れている。しかし、定員が満員となるのは主に土日であり、平日は比較的空きがある状況である。利用者の多くは、平日は生活介護を利用し、土日に短期入所を利用する形となっている。
施設としては平日の利用も増やしてほしいと考えているが、利用状況は伸びていない。そのため、現状では定員の見直しを検討する声も出ている状況である。
・【施設入所者の地域生活への移行】
当施設の定員は 60 名であり、その多くが知的障がいのある方である。このうち約 40 名に強度行動障害があり、その中でも 10 数名は重度の状態である。
施設開設から約 27 年が経過しており、入所当時は 20 代から 30 代であった利用者も、現在では平均年齢がおおむね 55 歳となっている。また、60 名のうち就労活動を行っている方は 1 名程度であり、近年は介護保険サービスへ移行する方も増えている。
このような状況もあり、現実には地域生活への移行が進んでいるというよりも、介護保険サービスへの移行が進んでいる状況である。
・資料２　20 ページの地域生活支援事業について伺いたい。
地域活動支援センターではなく、日中活動系サービスとして実施されている地域生活支援デイサービスについてである。
地域生活支援デイサービスは、平成 18 年の障害者自立支援法施行

当時、生活介護の利用要件を満たさない方の受け皿として位置付けられた経緯があると認識している。所属する通所部門では、現在８名が地域生活支援デイサービスを利用している。ただし、利用はいずれも土曜日であり、平日は他事業所の生活介護を利用し、土曜日のみ地域生活支援デイサービスを利用する形となっている。
以前、市に確認した際には、新規利用については一定の日数までしか支給しないとの説明を受けた。また、数年前には、地域生活支援デイサービスを将来的に縮小又は廃止する考えがあるとの話や、土曜日の実施を見直す考えがあるとの話を聞いたことがある。
今回の計画では、地域生活支援デイサービスの見込み量が横ばいとなっているが、これは現在利用している方への支援を継続していくという考えによるものなのか、それとも将来的な縮小を想定しているのか、その考え方を伺いたい。

事務局　・【地域生活支援事業（地域生活支援デイサービス)】
地域生活支援デイサービスについては、御指摘のとおり、障がい程度区分等の要件により生活介護を利用できなかった方の受け皿として開始された経緯がある。
また、旧町村部など生活介護事業所が十分に整備されていない地域における受け皿としての役割も担ってきた。一方で、家庭の事情等により、通常の日中活動支援だけでは十分でない場合もある。虐待防止や介護者の疾病などやむを得ない状態での伴う介護負担軽減の観点から、土曜日等に追加利用されているケースもある。現在のところ、市として地域生活支援デイサービスを廃止又は縮小する考えはない。
また、障害者自立支援法の改正以降、生活介護においても生産活動に取り組むことが可能となり、就労継続支援Ｂ型や生活介護など、利用者の状況に応じた選択肢が広がっている。
障がいの状況や医療的配慮の必要性等に応じて生活介護を選択する方もいることから、地域生活支援デイサービスを含め、多様な選択肢を確保しながら、一人一人が力を発揮できる環境を整備していくことが重要であると考えている。
そのため、現時点で地域生活支援デイサービスに対する規制強化や事業縮小を行う考えはない。

会長　・短期入所については、利用実態やニーズを踏まえた検討が必要であると感じた。また、地域生活支援事業については、多様なニーズに

対応するための選択肢として重要であると考える。今後も実態を踏まえながら検討を進めていただきたい。

事務局　　・【施策分野４　保健・医療】
先程、委員より質問のあった措置入院者数について、担当課に確認した結果を報告する。現在、措置入院後支援の対象者は 10 名である。そのうち６名に対して支援を実施している。残る４名については、本人が支援を希望していないため、支援の対象とはなっていないとのことである。

会長　　・本日出された意見を踏まえ、計画の修正及び検討を進めていただきたい。以上で終了とする。

午後３時５５分　会議終了